

業務タイムス

JRひがし労 高崎地本【業務部】

発行 2020年9月11日 NO 21

申6号

「設備系統社員及び検修職場社員・運輸職場社員

による沿線の除草作業中止を求める緊急申し入れ」

について4項目を本日提出!!

9月9日、高崎車両センターの点呼において、経費節減の観点から設備系統社員及び検修職場社員・運輸職場社員合同で沿線の除草作業を行っていくことが周知されました。

しかし、作業内容をはじめ、勤務の取扱い、熱中症対策、沿線作業を行う場合の教育や安全確保の考え方などが周知されていないことから職場では混乱が発生しています。地本は、本来業務とは異なる作業により安全確保が困難となることや、除草作業は経費節減をするべき業務ではないことから当該作業を中止するべきであると考えます。

1. 検修職場社員・運輸職場社員が沿線の除草作業を実施することに至った経緯及び考え方について明らかにすること。
2. 検修職場社員・運輸職場社員が沿線の除草作業を行う場合の勤務の取扱いについて明らかにすること。
3. 沿線の除草作業を行う時間と期間、線区と具体的な内容を明らかにすること。
4. 安全確保の観点から検修職場社員・運輸職場社員による沿線の除草作業は中止すること。

「コストダウンとお客さまサービスの一環」という目的について明らかにし、

組合員の安全を第一に考え系統を跨ぐ沿線の除草作業の中止を求める！